

# 地域に貢献する国有財産行政



中国財務局マスコットキャラクター  
「ざいちゅう」

中国財務局  
Chugoku Local Finance Bureau

令和7年6月

# 目次

1. 国有財産とは
2. 最近の施策
3. 管内の国有財産について
4. 地域に密着した国有財産の活用事例



# 国有財産の分類

- 国は、不動産、動産（現金、船舶、航空機など）、債権（貸付金等）などさまざまな財産を所有していますが、国有財産法に規定する国有財産には、例えば、土地や建物などの不動産、船舶や航空機などの一部の動産、株式などの有価証券などがあります。
- 国有財産は、「**行政財産**」と「**普通財産**」の2つに分けられます。

## 国有財産

### 行政財産

### 普通財産

行政財産以外の財産（庁舎などの跡地、物納された土地、政府保有株式など）

#### 公用財産

庁舎、宿舎、  
刑務所など



国会議事堂

#### 公共用財産

国道、河川、港湾、  
国営公園など



国営ひたち海浜公園提供

#### 皇室用財産

皇居、御所、  
御用邸など



正殿

出典：宮内庁HP  
(<https://www.kunaicho.go.jp/about/shisetsu/kokyo/kokyo.html>)

#### 森林経営用財産

国有林野事業のため  
の国有林野



屋久島

出典：環境省HP  
([https://www.env.go.jp/park/yakushima/photo/a02/cat/post\\_95.html](https://www.env.go.jp/park/yakushima/photo/a02/cat/post_95.html))



普通財産

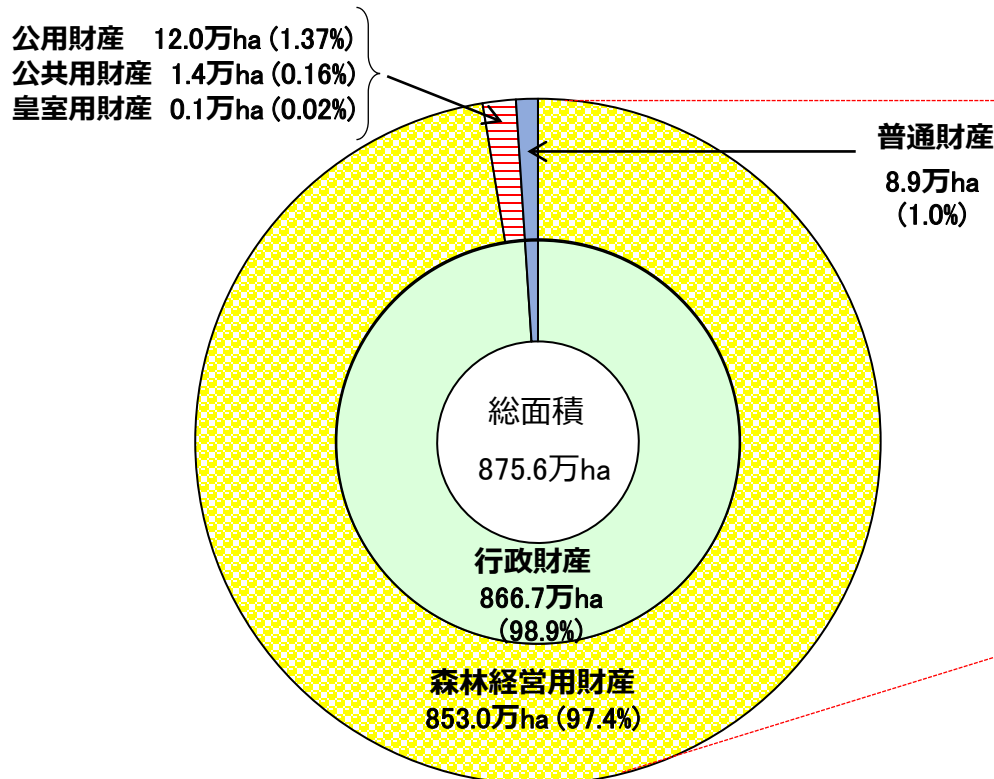
（注）国有財産法の対象とされていない財産の例としては、現金（会計法において規定）、債権（国の債権の管理等に関する法律において規定）、物品（物品管理法において規定）などがあり、別の法体系の下におかれています。

# 国有地の面積

- 令和5年度末時点の国有地（※）の面積は**875.6万ha**であり、**国土の約4分の1**を占めています。  
（※）国有財産法に規定する国有財産のうち、国有財産台帳以外の台帳で管理されている財産（道路、河川など）を除く。
- その大部分（約97%）は森林経営用財産で、国有林野事業に用いられています。これらは国土の保全や自然環境の保護という観点から重要な役割を担っており、屋久島、小笠原諸島、白神山地のように世界遺産に登録されているものもあります。

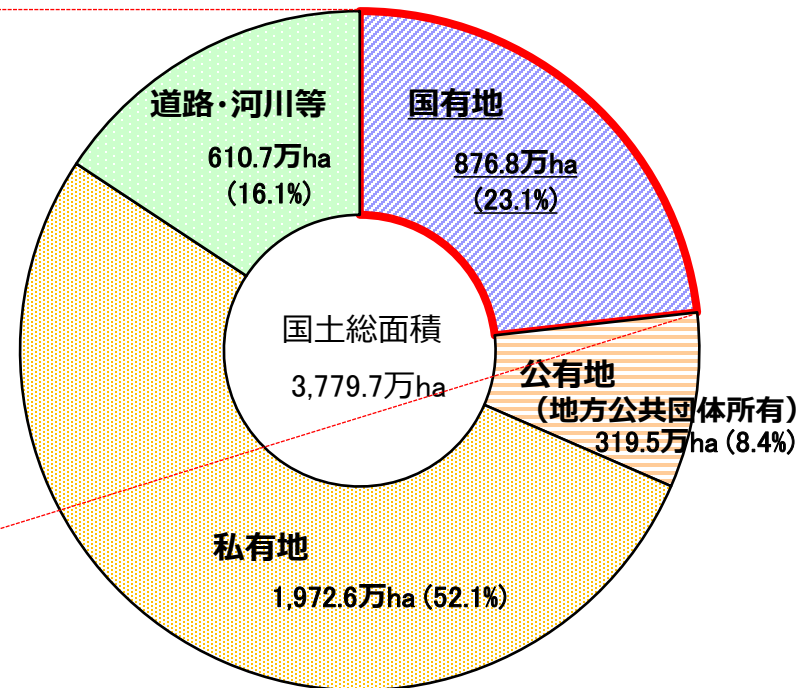
## 【国有地の内訳（面積）】

令和5年度末現在



## 【国土に占める国有地の面積の割合】

令和2年の数値（注1）



（注1）公共用財産のうち、国有財産台帳以外の台帳で管理されている財産（道路、河川など）は、含まれておりません。

（注2）単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

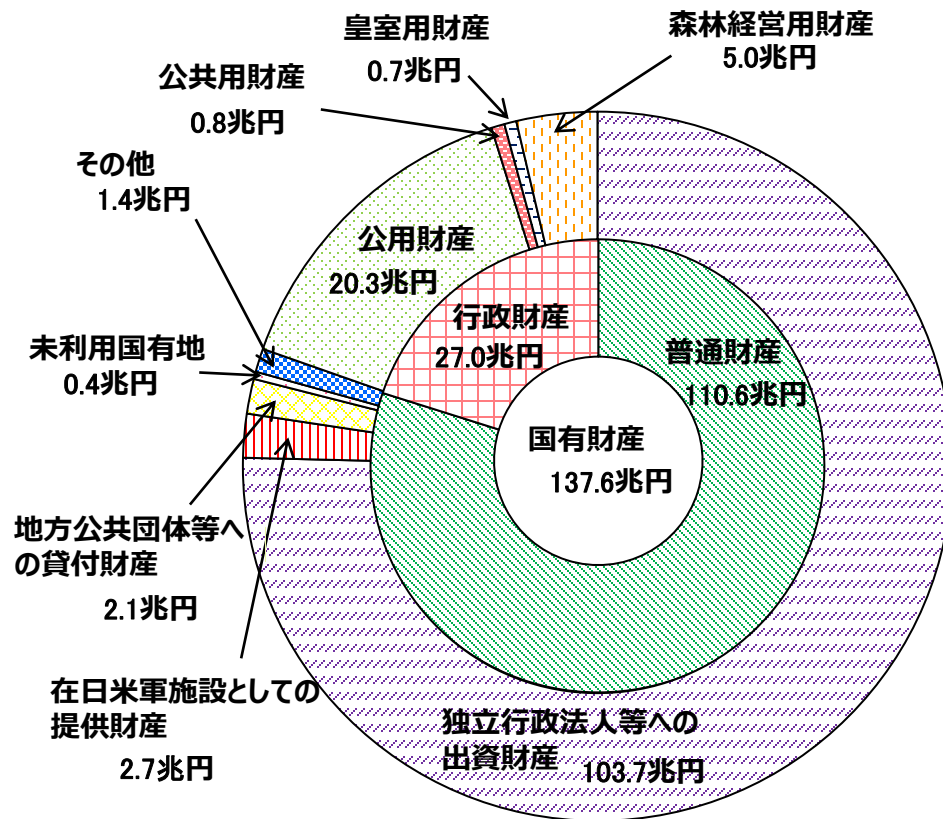
（注1）国土交通省提供資料により作成しており、左記グラフとは時点が異なります。国土総面積は令和2年の数値、国有地の面積は令和2年度末時点の面積です。

（注2）単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。



# 国有財産の現在額

- 国有財産の価格・数量などは国有財産台帳により管理しており、令和5年度末時点の価格は**137.6兆円**となっています。このうち、独立行政法人等への出資財産は103.7兆円です。
- 国有財産の分類別にみると、普通財産は110.6兆円、行政財産は27.0兆円です。



独立行政法人等への出資財産（上位10社）

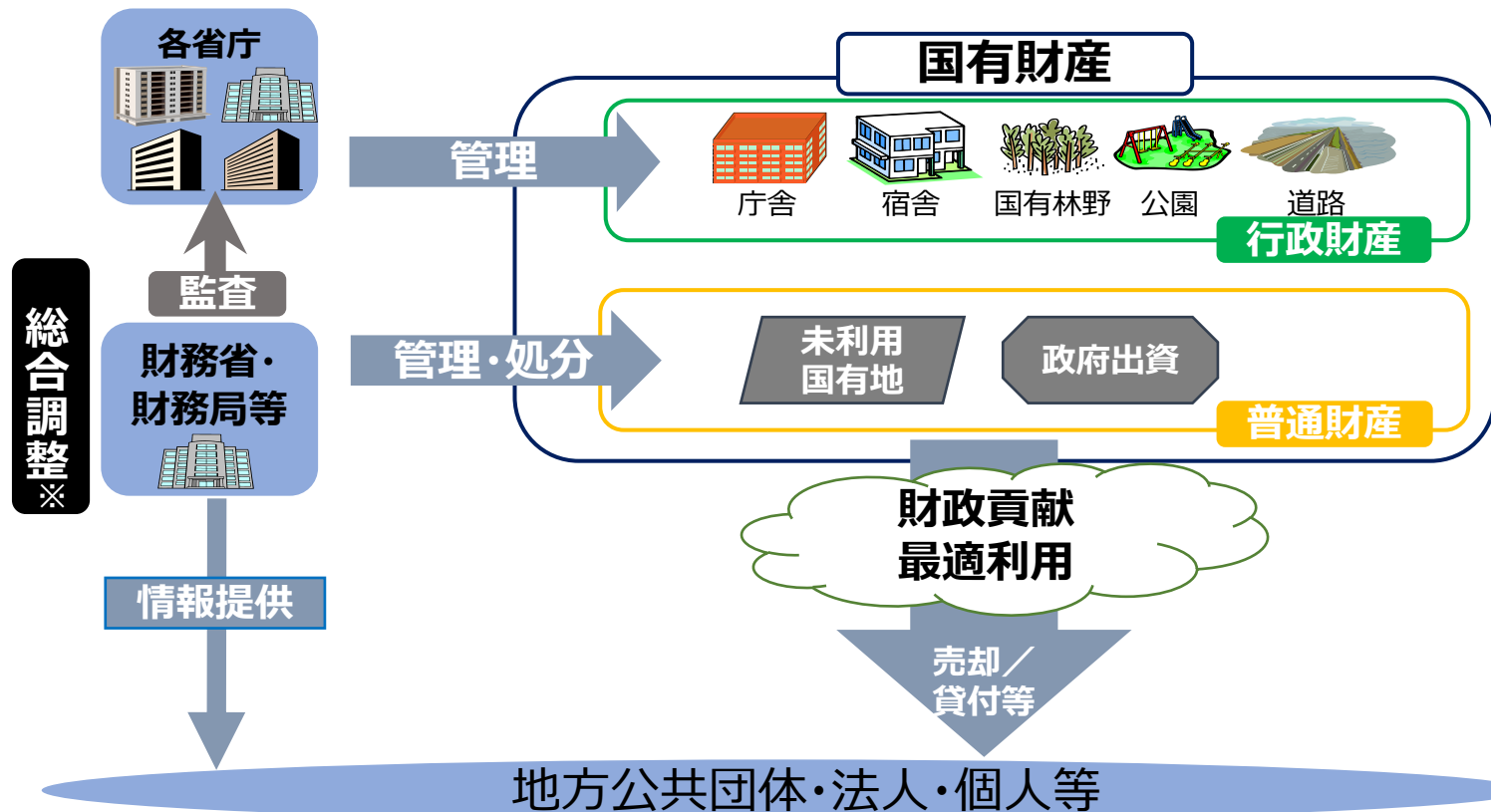
| 会社名等                | 政府保有額<br>(兆円) |
|---------------------|---------------|
| (株) 日本政策金融公庫        | 15.3          |
| (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 | 11.1          |
| (独) 国際協力機構          | 10.3          |
| 国際通貨基金              | 5.9           |
| 日本電信電話 (株)          | 5.2           |
| 全国健康保険協会            | 5.1           |
| 国際開発協会              | 4.1           |
| (株) 日本政策投資銀行        | 4.0           |
| (株) 国際協力銀行          | 2.9           |
| 日本たばこ産業 (株)         | 2.7           |

(注1) 公共用財産のうち、国有財産台帳以外の台帳で管理されている財産（道路、河川など）は、含まれておりません。

(注2) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

# 国有財産の管理処分及びその総合調整

- 財務省理財局や各財務局等においては、国有財産全体の総合調整業務とともに、普通財産の管理処分を行っています。一方、行政財産の管理事務はそれぞれの財産を所管している省庁が行っています。
- 国有財産の「管理」とは、取得、維持、保存及び運用を行うことをいい、「処分」とは、売払い、交換、譲与、信託等を行うことを言います。処分を行うことにより、国有財産は国有財産ではなくなります。
- 行政財産は「管理」のみで「処分」が行えないのに対し、普通財産は「管理」のほか「処分」を行うことができます。



※具体的には、国有財産制度の整備、管理処分事務の統一（各省各庁からの協議対応等）、財産状況の明確化、管理処分の調整（使用調整、取得調整、実地監査等）があげられる。

# 国有財産行政における主な取組（普通財産）

- 国として保有する必要のない土地については、国の厳しい財政状況等を踏まえ、売却等を行い、国の財政に貢献しています。（詳細は後述:P7～8）
- 一方で、将来世代におけるニーズに対応するため、有用性が高く希少な土地は**留保財産として国が所有権を留保**し、定期借地制度による有効活用を図っています。
- 有効活用にあたっては、**まちづくり等の地域のニーズに配慮**しており、介護施設等の整備（後述:P12）にも国有財産を活用しています。
- **引き取り手のない財産への取組**として国庫帰属した財産についても、適切に管理・処分を行っています。

## 「地域のニーズに配慮した留保財産の活用事例（福岡武道館）」

【外観イメージ】



※外観イメージは、福岡県HP公表「令和5年2月13日 警察本部総務部施設課『新福岡武道館のデザインが決定！』」より引用

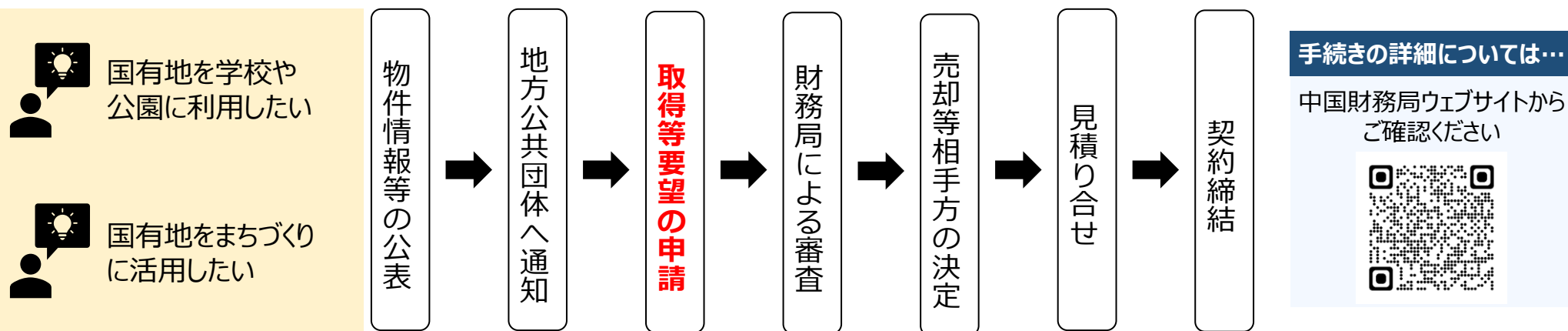
|    |      |                                     |
|----|------|-------------------------------------|
| 所在 |      | 福岡県福岡市博多区東公園                        |
| 土地 | 面積   | 6,420.84㎡                           |
|    | 貸付期間 | 70年（一般定借）                           |
|    | 賃借人  | 福岡県                                 |
| 建物 | 延床面積 | 13,608.92㎡<br>（地上4階、地下1階）           |
|    | 用途   | 武道館<br>（柔道場、剣道場、弓道場、<br>相撲場、サブアリーナ） |

※令和7年度完成予定

# 地方公共団体等が国有財産を取得・利用したい場合

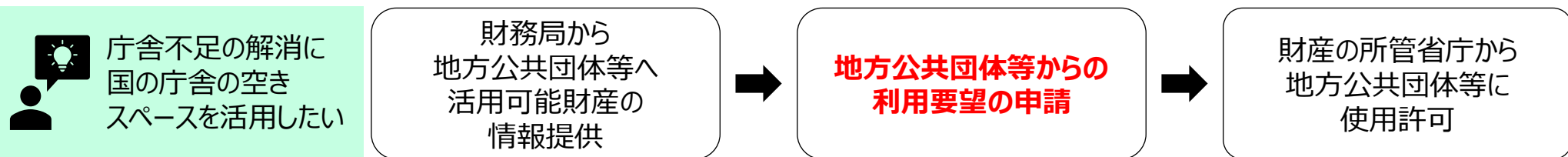
- 国として利用予定のない財産（普通財産）は、公用・公共用優先の原則に則り、まずは地方公共団体等から取得・利用の要望を受け付けることとしています（受付期間：物件情報を財務局のウェブサイトに掲載した日から3か月間）。
- 普通財産の取得・利用は、大別して、①売却、②貸付けの2種類があります。
- 行政財産の利用については、所管省庁から使用許可を行っています。

## 普通財産を取得・利用する場合



（注）地方公共団体等において、学校、病院等を設置する場合や緑地・公園を設置する場合など、公共性の高い用途に使用する場合には、法律に基づき時価より優遇した価格での売払いや貸付けが可能です。

## 行政財産を利用する場合



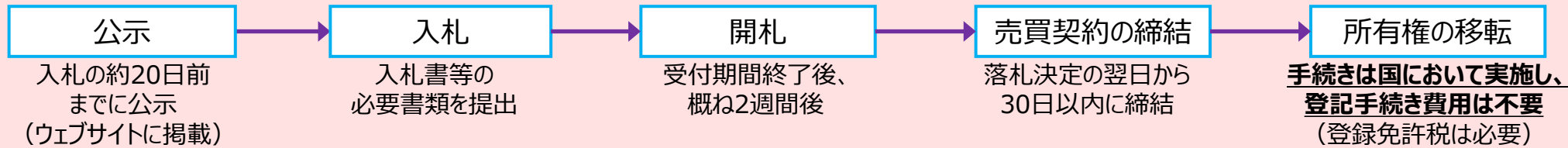


# 国有財産の購入を検討している方へ

- 国及び地方公共団体等において利用予定がない国有地については、**一般競争入札により売却**することとしています。
- また、一般競争入札で売却に至らなかった物件については、**一定期間に限り、原則先着順で購入可能**です。

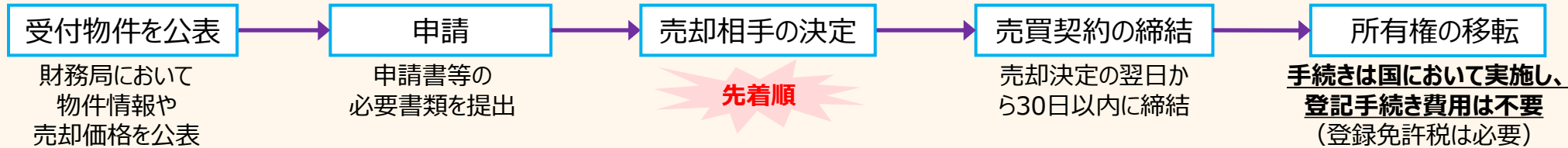
## 一般競争入札の基本的な流れ

**最低売却価格以上で、最高の価格を提示した方が購入できます。**



## 入札で売却に至らなかった物件は・・・

**原則として、一定の期間に限り先着順で購入できます。**



## 国有財産の購入に関する情報

- 各財務局のウェブサイトやメールマガジンで、国有財産の売却情報を発信しています。
  - ✓ 現在公示中の物件情報・先着順ですぐに購入できる物件情報
  - ✓ 今後入札を予定している物件の情報
  - ✓ 入札時・購入申請時の必要書類
- 一般競争入札に関する情報は、各財務局で配布している入札案内書や、新聞広告、折込チラシ、民間の不動産情報サイト「全国版空き家・空き地バンク（LIFULLHOME'S及びアットホーム(株)）にも、掲載しています。

詳細については・・・

中国財務局ウェブサイトから  
ご確認ください



# 国有財産の利用を検討している方へ

- 普通財産の利用については、大別して、①定期借地権による利用（長期間の利用）、②暫定貸付による利用（短期間の利用）の2形態があり、原則として一般競争入札により相手方を決定します。
- 行政財産の利用については、所管省庁から③使用許可を受けることで利用することが可能です（相手方は原則として公募により決定）。

## ①定期借地

- 予め一定の契約期間（例えば50年間）を定め、契約終了時に更地で返還することを条件に借地権を設定する制度です。

（利用例）



保育施設、商業施設等

## ②暫定貸付

- 売却等を行うまでの財産について暫定的な貸付けを実施しています。主に3年以内の短期間での使用向けです。

（留意点）

- ビル等の堅牢な建物の建築はできません。

（利用例）



資材置き場、臨時駐車場等

## ③使用許可

- 財産を所管する省庁から、庁舎等の未利用スペースのうち活用可能な財産の報告を受けて、財務局が利用要望の募集を行い、要望があった場合には所管省庁へ取り次ぎます。（P14、25も参照）

（利用例）



5G基地局、シェアサイクル、EV用充電器等

## 国有財産の利用に関する情報

- 各財務局のウェブサイトにおいて、国有財産の利用に関する情報を発信しています。

（例）

- ✓ 定期借地による貸付けに関する入札情報
- ✓ 暫定貸付の対象物件
- ✓ 使用許可の対象となる活用可能な庁舎・宿舍等の情報

## 詳細については…

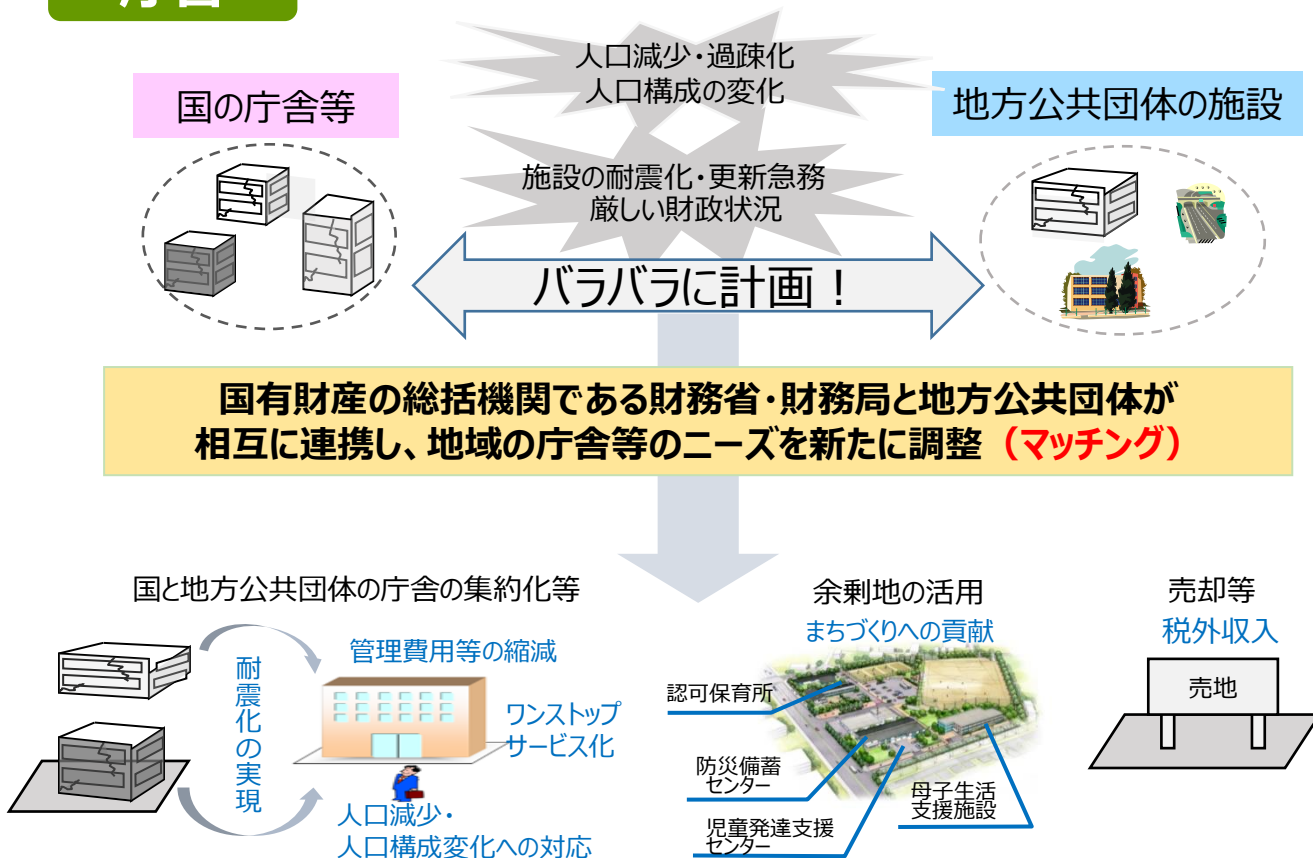
中国財務局ウェブサイトからご確認ください



# 国有財産行政における主な取組（行政財産）

- 庁舎の空きスペース等について省庁横断的な入替調整を行い、庁舎等の効率的な使用を推進しています。また、**地方公共団体等とも連携**して、普通財産も含めた**国公有財産の最適利用**を推進しています。
- 宿舎は、国家公務員等の職務の能率的な遂行の確保等を目的として設置されています。また、防災分野、被災者支援や社会福祉分野にも活用されています。

## 庁舎



## 宿舎



津波避難ビルに指定されている国家公務員宿舎（和歌山市・近畿財務局）



国家公務員宿舎を活用した避難訓練の様子



# 目次

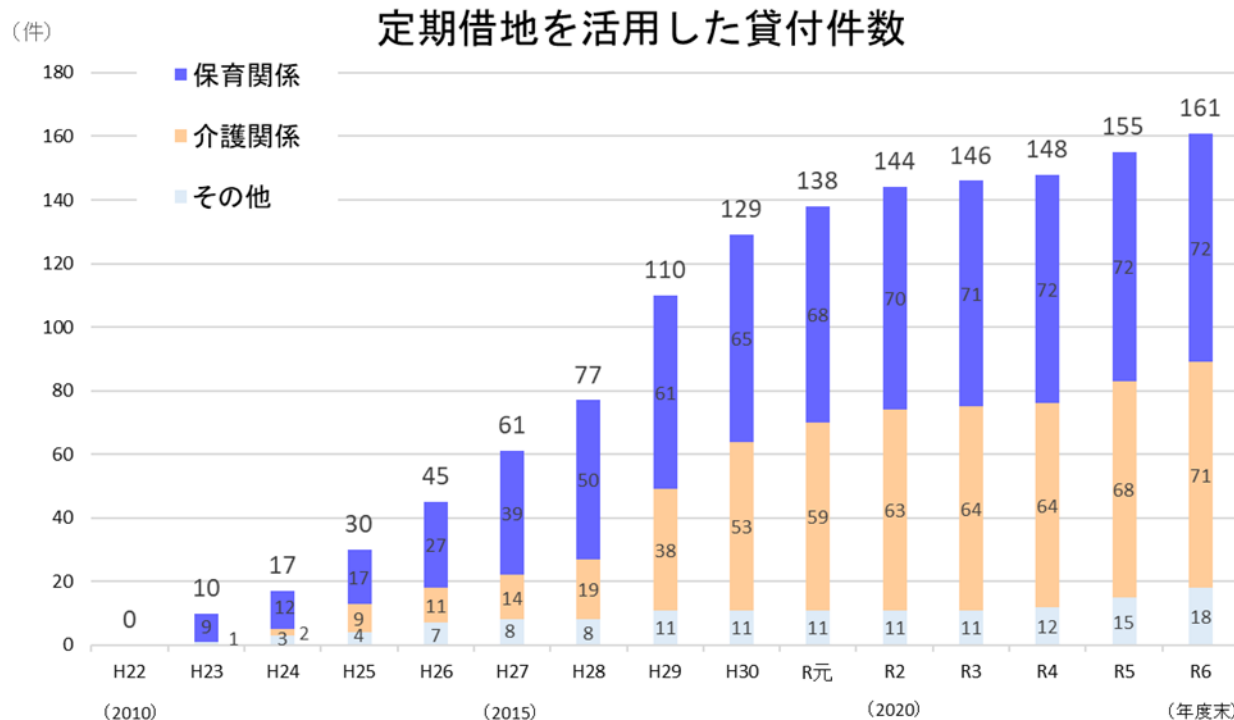
1. 国有財産とは
2. 最近の施策
3. 管内の国有財産について
4. 地域に密着した国有財産の活用事例





# 普通財産の有効活用事例（定期借地）

- 保育・介護・医療など人々の安心につながる分野での国有地の積極的活用を図るため、**定期借地権を活用した貸付制度**に係る取組みを行っています。
- 令和6年度末時点で保育関係については72件、介護関係については71件、定期借地権を利用した貸付を行っています。



（注）物納等で、国が定期借地契約の貸主の地位を継承したものを除く。

## ＜定期借地貸付を活用した事例＞

目黒区内の保育所  
（令和3年度開設）



（社会福祉法人HPより）

横浜市内の特別養護老人ホーム  
（令和3年度開設）

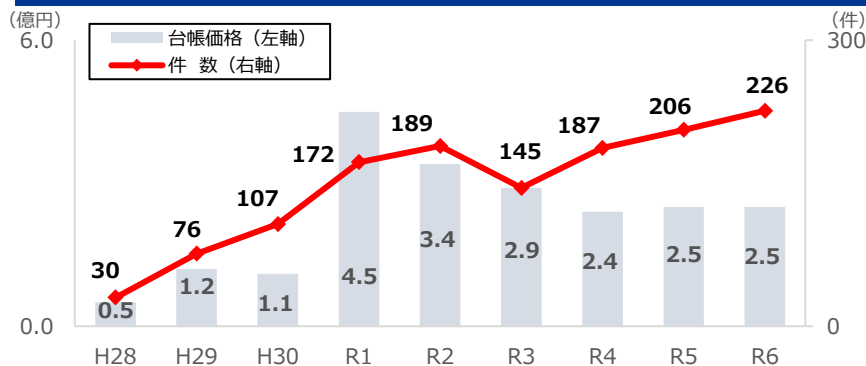


（社会福祉法人HPより）

# 引き取り手のない財産への取組

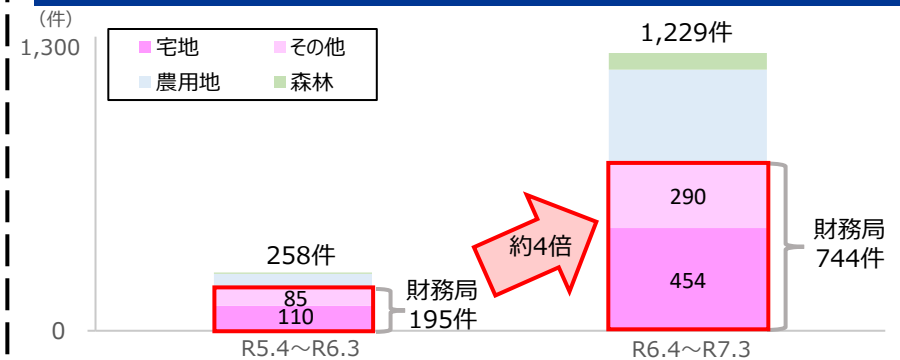
- 相続人不存在の場合は、民法の所定の手続を経てもなお残余財産があれば、国庫に帰属することとされています。（**相続人不存在による国庫帰属制度**）
- 加えて令和5年に、所有者不明土地の発生を予防するため、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属を可能とする制度が開始されました。（**相続土地国庫帰属制度**）
- 国庫帰属した土地のうち多くは、財務局において、管理・処分を行うこととされています。

相続人不存在による国庫帰属制度（国庫帰属件数等）



(注) 国有財産総合情報管理システムより集計。R6は計数整理の結果、異同が生ずることがある。

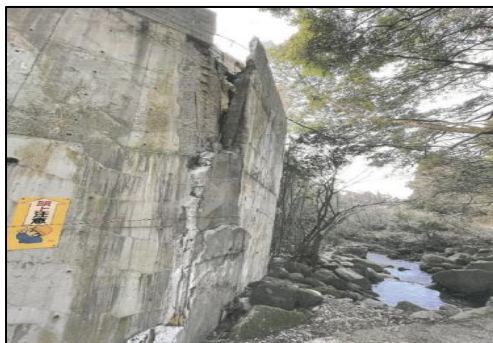
相続土地国庫帰属制度（国庫帰属件数）



(注) 相続土地国庫帰属制度において国庫に帰属する土地のうち、宅地又はその他については財務省、農用地又は森林については農林水産省において管理・処分される。

帰属された土地・建物のイメージ（写真は実際に帰属された財産）

倒壊の恐れがある擁壁が存在する土地



老朽化した建物及び残置された動産



老朽化した擁壁が存在する土地



公図（黄色枠）でみると、隣接地上の建物（赤色箇所）が越境している可能性が高い土地



(出典) 空中写真：国土地理院ホームページ



# 行政財産の有効活用 of 取組状況

- 国の行政財産（庁舎や宿舍等）の空きスペースを地域に開放し、地域貢献や脱炭素社会の実現など多様な政策課題等に対応し、地域の活動拠点や新たな人流を生む“まちの魅力づくり”を図っています。

## 交通利便性と二次交通の充実

### —— シェアサイクル

- 福井市は、北陸新幹線福井駅開業に合わせ、シェアサイクル（ふくチャリ）の整備による二次交通拡大を推進
- ポート設置場所として、駅や繁華街に近い庁舎の敷地をご提案し、まちのにぎわい創出に寄与



福井春山合同庁舎（北陸財務局）

## 地域の防災対応力強化へ

### —— 時間貸駐車場

- 庁舎駐車場を使用許可し、民間事業者による運営とすることで、閉庁日含めて地域利用を可能とした
- 事業者が災害時支援型ベンチを設置し、簡易トイレやプライベート TENT を整備
- 発災時における災害対応力を強化



青森合同庁舎（東北財務局）

## 地域と共にエコな暮らし

### —— 廃食油回収拠点

- 熊本県は、県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ実現に向け、高純度バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油回収や利用促進に取り組む
- 県の取組を後押しすることで、地域社会に貢献するべく、九州地方環境事務所等と連携し、庁舎内に廃食油回収拠点を設置
- 製造された高純度バイオディーゼル燃料（60ℓ相当量）は、石川県珠洲市の災害支援で活用



熊本地方合同庁舎（九州財務局）

## 地方での新しい働き方

### —— BOX型サテライトオフィス

- BOX型サテライトオフィス設置のために、庁舎ロビーの空きスペースを使用許可
- 来庁者や地域の方々が、地方における新たな働き方を選択できる環境を整備

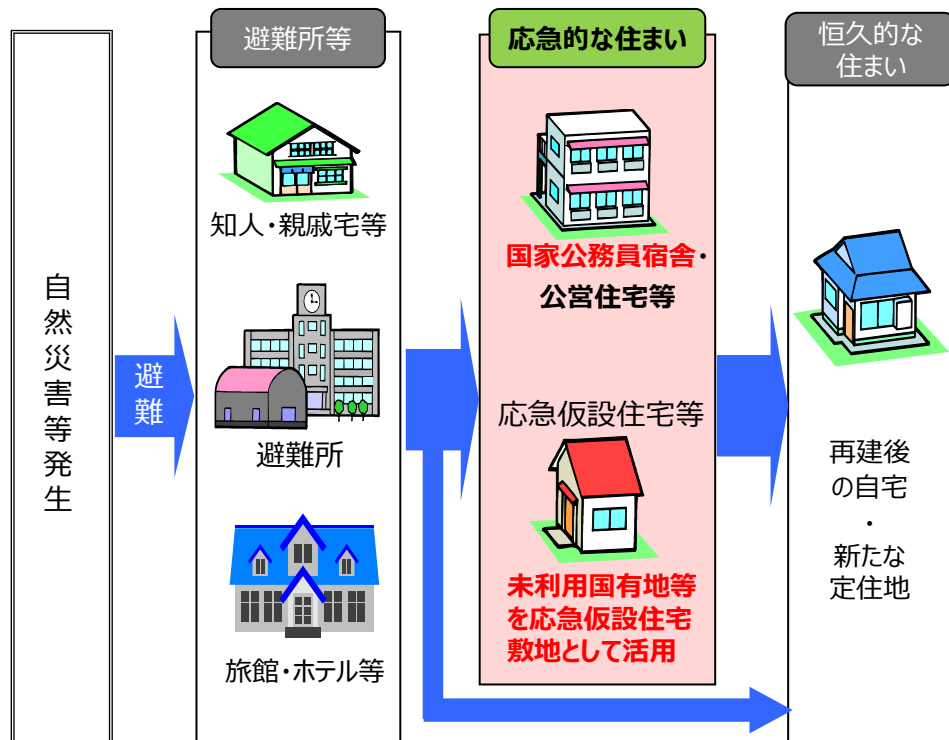


広島合同庁舎（中国財務局）

# 自然災害における国有財産の活用

- 未利用国有地等の無償提供を円滑に行うため、財務省（財務局）においては、平常時から定期的に、提供が可能な未利用国有地等のリストを整備し、地方公共団体に情報提供しています。
- 地震や台風などによる自然災害等の発生後、財務省においては、被災者の方々の避難先やがれき置き場等として、国家公務員宿舎や未利用国有地等を地方公共団体に無償で提供する取組を行っています。なお、気象庁から警報が発せられた場合等においては、発生前から無償提供を行っています。

## ◆ 応急的な住まいとしての国有財産の活用イメージ



## ◆ 国有財産の活用事例

### ・令和6年能登半島地震

令和6年1月1日の令和6年能登半島地震発生により、石川県からの要請に応じて、これまで石川県で最大121戸の空き国家公務員宿舎について被災者の応急的な住まい等として無償で提供。また、珠洲市、輪島市及び能登町からの要請に応じて、未利用国有地等をそれぞれ応急仮設住宅敷地及び廃棄物仮置場として無償で提供。



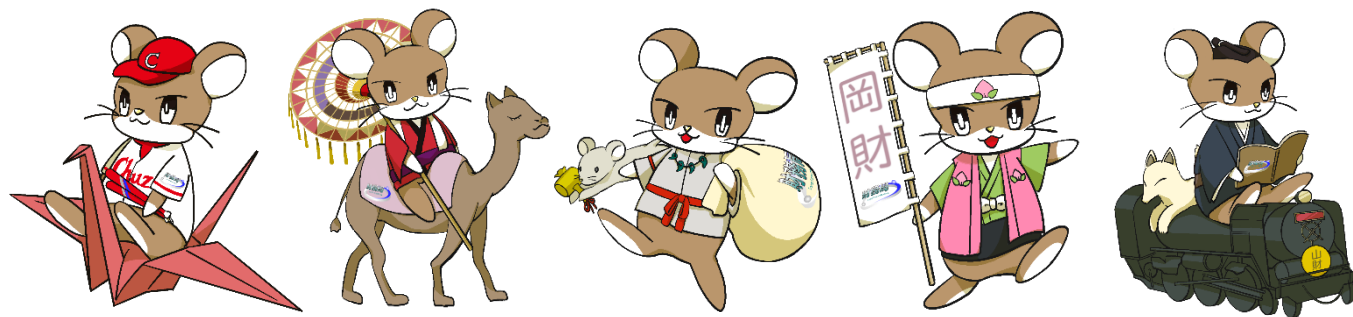
(写真提供元：珠洲市)

【野々江総合公園として無償貸付中の国有地（国有地は公園の一部）を応急仮設住宅敷地として活用（石川県珠洲市）】



# 目次

1. 国有財産とは
2. 最近の施策
3. 管内の国有財産について
4. 地域に密着した国有財産の活用事例



# 中国財務局管内の国有財産について ～活用事例～

地域の公園等として活用されている国有地もあります。

※ 面積は国有地部分の概数



石見海浜公園  
(浜田市、江津市)  
財務省 (約18ha)

【写真提供元：島根県】



日御碕灯台  
(出雲市)  
国土交通省 (約1ha)



鳥取砂丘コナン空港  
(鳥取市)  
財務省 (約3ha)

【写真提供元：鳥取県】



岡山県総合グラウンド  
(岡山市)  
財務省 (約33ha)

【写真提供元：岡山県】



火の山公園  
(下関市)  
財務省 (約63ha)

【写真提供元：下関市】



国営備北丘陵公園  
(庄原市)  
国土交通省 (約302ha)

周南緑地  
(周南市)  
財務省 (約68ha)



【写真提供元：周南市】

宮島公園  
(廿日市市)  
財務省 (約421ha)



【写真提供元：広島県】

中央公園  
(広島市)  
財務省 (約39ha)



【写真提供元：広島市】

大久野島  
(竹原市)  
環境省 (約71ha)

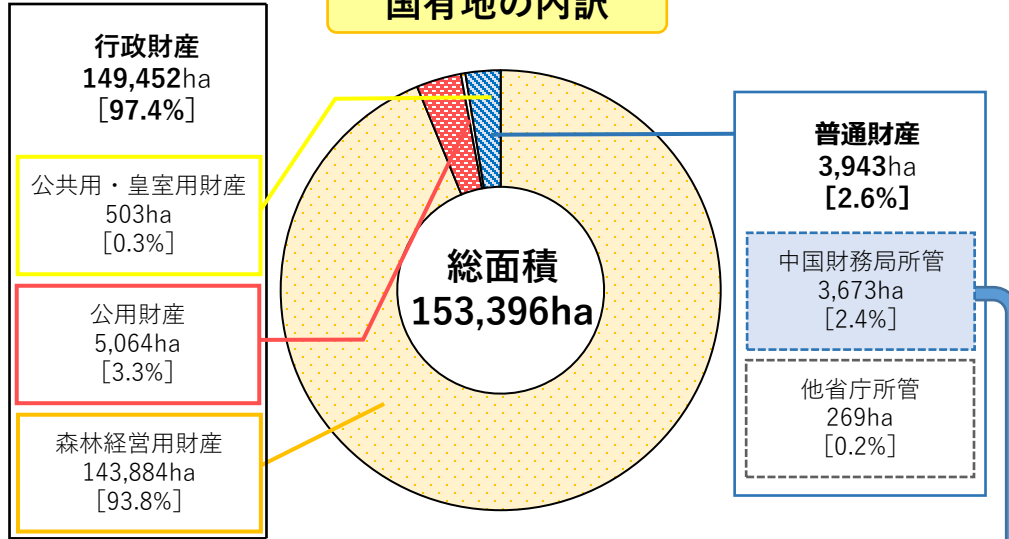


【写真提供元：竹原市】

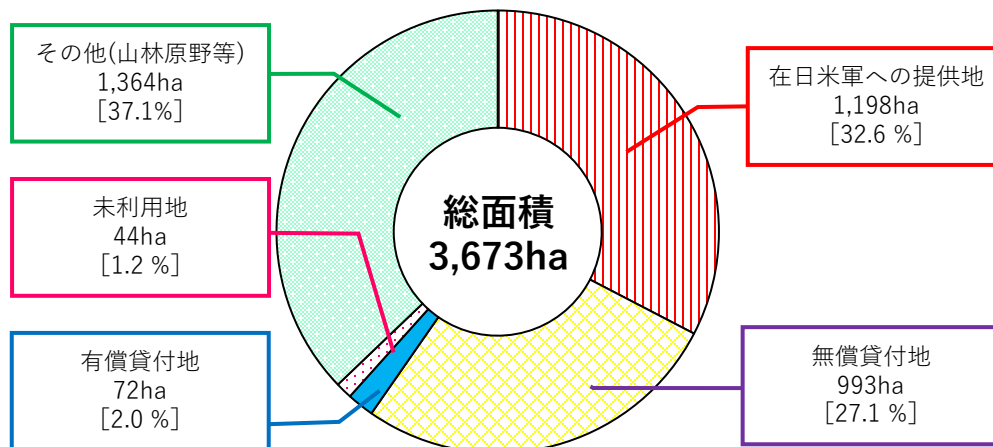
# 中国財務局管内の国有財産について ～統計情報～

(令和5年度末現在)

## 国有地の内訳



## 普通財産(土地)の内訳

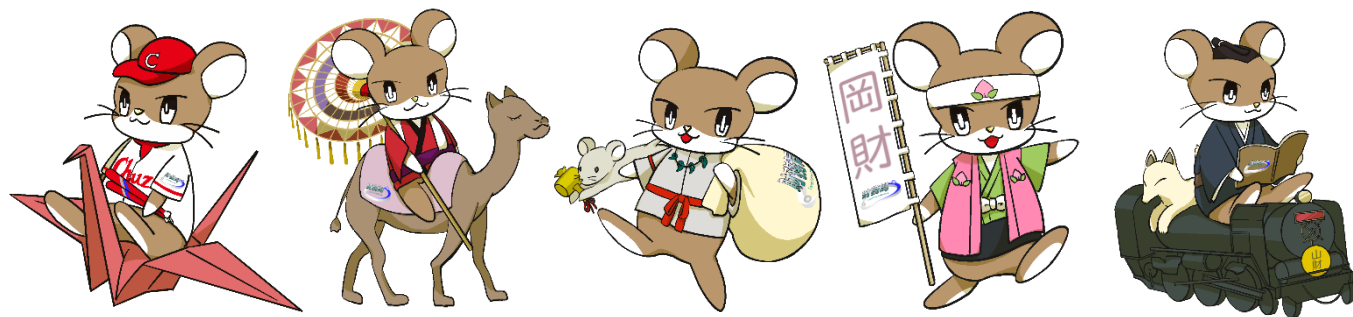


※端数整理しているため、内訳計と総計は一致しません。

- **中国財務局管内の国有地の総面積は約15万3千ha**であり、広島市の総面積の約1.7倍に相当し、中国5県全土の約5%を占めています。
- これら国有地の**約97%**は各省各庁が個々に管理する行政財産で、中でも**約94%**が国有林野事業に用いられる森林経営用財産（災害に強い国土基盤の形成や良質な水資源の確保を目的とする国有林）であり、庁舎・宿舍の公用財産は**約3%**です。
- **中国財務局所管の普通財産（土地）の総面積は約3,673ha**であり、その内訳は、在日米軍施設（岩国基地等）として提供している財産が**約33%**となっています。
- この他、地方公共団体等に公的施設（公園・社会福祉施設など）として無償貸付している土地が**約27%**、個人等に住宅敷地等として有償貸付している土地が**約2%**、未利用地が**約1%**となっています。

# 目次

1. 国有財産とは
2. 最近の施策
3. 管内の国有財産について
4. 地域に密着した国有財産の活用事例

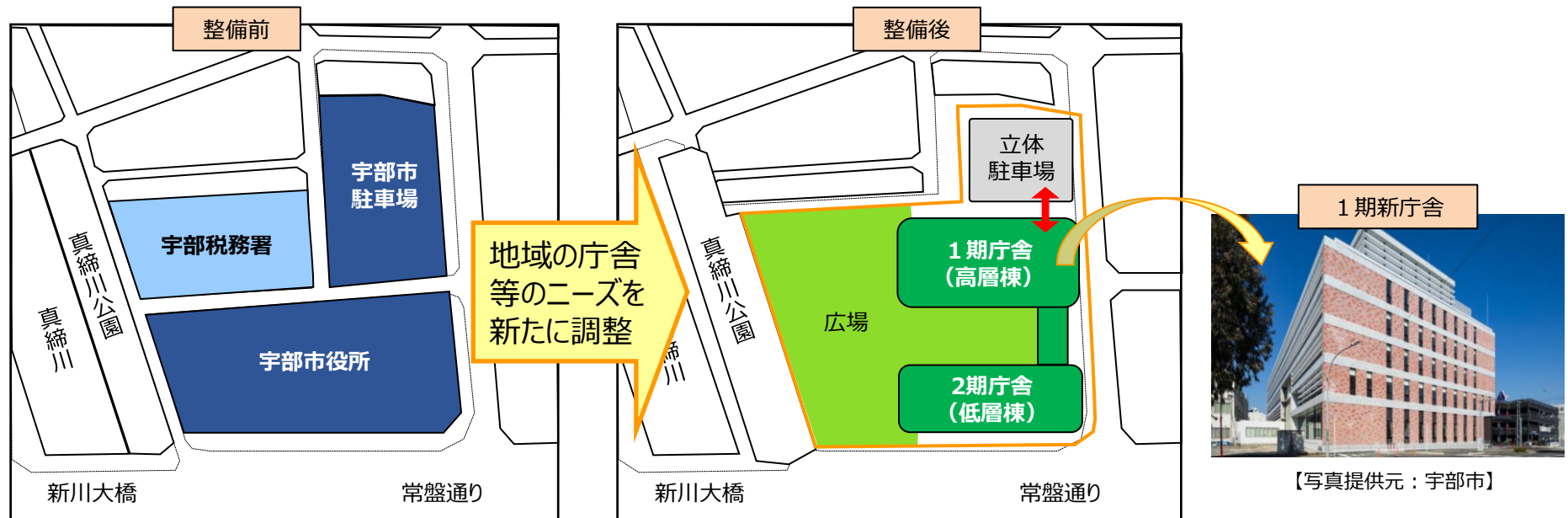


広島合同庁舎 4 号館



# 事例①国公有財産の最適利用

- **宇部市役所の老朽化・耐震性等の課題解消**における建替えにあたり、中国財務局が主導して宇部市及び広島国税局と協議を重ね、隣接する**宇部税務署との合築整備**を進めるなど、周辺一帯の国公有財産について最適利用を図りました。
- 令和4年5月から1期庁舎（税務署入居）の供用が開始されており、令和7年度に2期庁舎及び広場が整備される予定です。



- 国税・市税の諸手続きなどのワンストップ化が図られ、施設利用者の利便性が向上。
- 来客駐車場や会議室等を共用して、施設の有効利用を図るとともに、庁舎整備費を軽減。
- 国有地と市有地を一体的に利用することにより、市のまちづくり、市街地の活性化に貢献。

# 事例②社会福祉分野における国有地の活用

- 保育・介護・医療など人々の安心につながる分野において、**国の庁舎・宿舎跡地等の活用**や、**定期借地権を利用した貸付け**により、国有財産を有効に活用しています。

## 国の庁舎・宿舎跡地等を活用した事例

### ★子育て支援施設



認定こども園  
広島県竹原市  
(令和2年4月開園)

### ★障害者支援施設



共同生活援助事業施設  
島根県隠岐の島町  
(平成30年7月開設)

### ★介護施設



特別養護老人ホーム  
広島県広島市  
(平成30年6月開業)

### ★医療施設



病院  
岡山県玉野市  
(令和7年1月開院)

## 定期借地権を利用した事例

### ★障害者支援施設



通所型就労支援施設  
広島県広島市  
(平成25年7月開設)

### ★児童福祉施設



保育所  
鳥取県鳥取市  
(平成25年4月開所)

### ★子育て支援施設



認定こども園  
広島県海田町  
(令和5年1月開所)

### ◆定期借地権

地主と借主との間で一定の契約期間を定め、契約期間終了時にご利用いただいた土地を原状回復のうえ返還することを条件として、土地を賃貸借する制度。

<定期借地権を利用するメリット>

- **土地の購入不要** → 初期投資の抑制  
→ 一時的な行政ニーズへも対応しやすい
- **更地での貸付・返還** → 事業計画にあった建物が建築可能
- **貸付期間の保証** → 事業計画がたてやすい



# 事例③地域のニーズを踏まえた国有地の有効活用（留保財産）

- **有用性が高く希少な国有地**は、留保財産として**国が所有権を留保**し、地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けで活用を図ることとしています。
- 中国財務局管内では、7件の財産を留保財産として選定し、地方公共団体との議論やマーケットサウンディング等による民間のニーズ調査を行うなど、**街づくりに貢献する利活用の取組**を進めています。

## 広島市

①広島市中区基町  
(旧県営基町住宅：21,030㎡)  
北側 7,598㎡  
【利用計画】市営住宅敷地  
【契約期間】令和6年12月3日～  
令和7年12月2日

南側 13,432㎡

広島合同庁舎

広島県庁

原爆ドーム

広島市役所

④広島市中区東白島町  
(旧共済会館：3,209㎡)  
【利用用途】民間収益施設  
【処理方針】二段階一般競争入札

②広島市中区上八丁堀  
(旧裁判所宿舎：8,097㎡)

③広島市中区上幟町  
(旧検察庁宿舎：2,240㎡)  
【利用計画】有料老人ホーム等敷地  
【契約期間】令和7年2月28日～  
令和61年2月27日

J R広島駅

国土地理院の地理院地図

## 岡山市

⑦岡山市中区高屋  
(旧運輸支局庁舎・宿舎：9,180㎡)  
【利用用途】民間収益施設  
【処理方針】二段階一般競争入札

⑤岡山市中区浜  
(旧裁判所・検察庁宿舎：2,482㎡)  
【利用計画】学校施設敷地  
【契約期間】令和5年10月1日～  
令和55年9月30日

⑥岡山市北区厚生町  
(旧農政局分庁舎：1,451㎡)

J R岡山駅

岡山地方合同庁舎

岡山県庁

岡山市役所

国土地理院の地理院地図

凡例

- 契約締結済
- 利用方針策定済
- 利用方針案検討中



# 事例④新たな賑わい拠点づくりへの活用（中央公園）

- 広島市内中心部に所在する国有地（約39ha）を、昭和27年に広島平和記念都市建設計画に基づき区域決定された都市公園（中央公園）として**広島市に対して無償貸付**しています。
- 広島市（公園管理者）では、中央公園及び周辺地域を含めた計画的な施設整備を進めており、中国財務局においても同市の取組みを支援しています。

中央公園

②広場エリア  
(令和6年8月、供用開始)

広島城(文化庁所管)

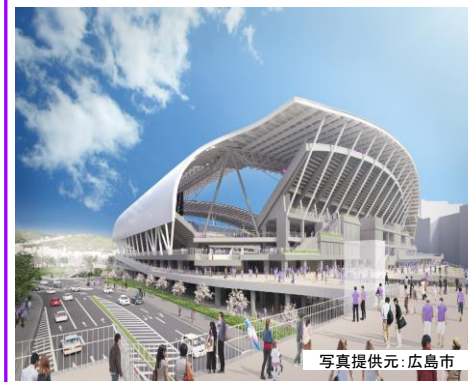
①サッカースタジアム  
(令和6年2月、開業)  
※ Jリーグ所属のサンフレッチェ広島等  
の本拠地として使用

④広島城三の丸にぎわい施設  
(令和7年3月から順次供用開始)

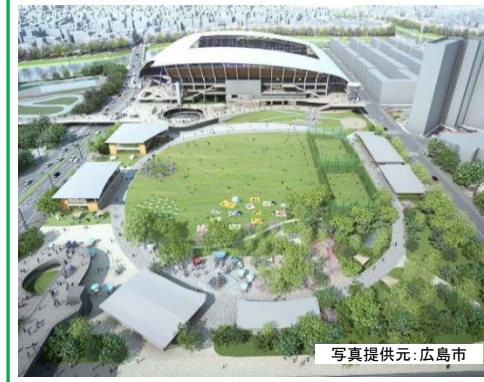
③旧広島市民球場跡地イベント広場  
(令和5年3月、供用開始)

写真提供元: 広島市

①サッカースタジアム



②広場エリア



③旧広島市民球場跡地イベント広場



④広島城三の丸にぎわい施設



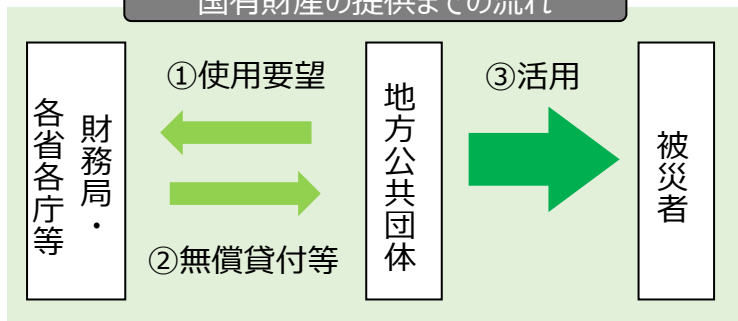


# 事例⑤災害時における国有財産の活用

## 災害時の国有財産の提供

- 地震や台風などによる自然災害の発生前・後において、被災者の方々の避難先や災害土砂の仮置き場等として、国家公務員宿舎や未利用国有地等を無償で提供する取組みを行っています。

### 国有財産の提供までの流れ



平成30年7月  
豪雨災害時の対応

### 《仮住まい提供》



合同宿舎堀南住宅（岡山県倉敷市）

### 《災害土砂の仮置き場》



（広島県坂町）

## 津波避難ビルの指定

- 大規模地震発生により想定される津波から住民の命を守るため、国家公務員宿舎等を活用した津波避難ビルの指定や、避難・防災訓練の実施など、地方公共団体と連携しながら取り組んでいます。



広島合同庁舎（広島市）



合同宿舎草津住宅（広島市）



【津波避難ビル】  
津波浸水予想地域内  
において、地域住民等が  
津波から一時的に  
または緊急に避難・  
退避するための施設



合同宿舎舟入住宅（広島市）の  
避難訓練の様子

# 事例⑥庁舎や宿舍の新たな活用

## 働き方改革

- **地方都市等におけるテレワーク環境の整備を推進し新しい働き方を支援**するため、全国各地に所在する庁舎等を民間事業者によるボックス型シェアオフィスの設置場所として提供しています。（前述:P14）



広島合同庁舎 3 号館



広島合同庁舎 4 号館

## 脱炭素社会の実現

- **脱炭素社会の実現に貢献**するとともに、入居者及び地域住民の利便性向上（地域貢献）に寄与するため、合同宿舍の駐車場の空き区画等を民間事業者の使用許可し、カーシェアリングやシェアサイクル事業用地として提供しています。

カーシェアリング



合同宿舍草津住宅（広島市）

シェアサイクル



合同宿舍出汐住宅（広島市）

## つかう つくる まちの魅力



### ? 空きスペースの情報はどこで見られますか

具体的な空きスペースの情報は、各財務局のホームページにて公開しております。地域ごとに分かれておりますので、まずは上記のQRコード読み取り又はWebにて、財務省のホームページにアクセスください。

### ? どのような手続きが必要ですか

まずは各財務局のホームページに記載されているお問い合わせ先にご連絡ください。  
具体的なスペースと活用の用途が形になってきた段階で、施設管理者との調整や現地のご案内などを実施させていただきます。  
活用にあたっては、公募や申請など行政財産の使用許可に関する手続きが必要となります。

### ? 使用料はかかりますか、どの程度の金額ですか

施設管理者が、外部有識者の意見価格等を基に予定価格を算定の上、原則公募を経て使用料を決定させていただきます。予定価格の算定方法は、以下の通り規定されております。

#### 使用許可期間 5年以内（原則）

【土地】  
対象財産の相続税評価額×期待利回り(\*1)×調整率(0.7)  
【建物】  
1㎡当りの使用料年額(\*1)×使用許可面積×調整率(0.7)

\*使用料は年額を算定し、使用許可期間に応じて日割り計算を行う  
\*1 近隣の賃貸取引事例や民間精通者の意見価格を基に算定

#### 使用許可期間 5年超

【土地・建物】  
不動産鑑定士による鑑定評価額



# 国有財産に関する相談窓口



## 松江 財務 事務所 管財課

〒690-0841 松江市向島町134-10  
松江地方合同庁舎 4 階  
電話 0852-21-5231

## 中国財務局 管財総括第一課 (広島県のうち呉出張所管轄区域を除く全域)



〒730-8520 広島市中区上八丁堀6-30  
広島合同庁舎 4 号館10階  
電話 082-221-9221

## 鳥取 財務 事務所 管財課



〒680-0845 鳥取市富安2-89-4  
鳥取第1地方合同庁舎 3 階  
電話 0857-26-2295

## 山口 財務 事務所 管財課



(山口県のうち下関出張所管轄区域を除く全域)

〒753-8526 山口市巾原町6-16  
山口地方合同庁舎 1 号館 2 階  
電話 083-922-2190



## 下関 出張所 管財課

(下関市、長門市)

〒750-0025 下関市竹崎町4-6-1  
下関地方合同庁舎 5 階  
電話 083-234-4003



## 呉 出張所 管財課

(呉市、江田島市、竹原市、豊田郡)

〒737-0051 呉市中央3-9-15  
呉地方合同庁舎 2 階  
電話 0823-21-6411



## 岡山 財務 事務所 管財課

(岡山県のうち倉敷出張所管轄区域を除く全域)

〒700-8555 岡山市北区桑田町1-36  
岡山地方合同庁舎 4 階  
電話 086-223-1131



## 倉敷 出張所 管財課

(倉敷市、笠岡市、井原市、浅口市、浅口郡、小田郡)

〒712-8062 倉敷市水島北幸町2-2  
電話 086-444-5265



中国財務局ホームページ



Facebook



X(旧Twitter)



YouTube



Instagram